

名義変更の手続きと必要書類（相続）

【相続による場合の手続き】

貸借権承継申請書を提出して頂いた後、賃貸借契約の名義変更契約を締結することになります。

名義変更に必要な書類は下記のとおりです。

記

<必要書類>

- 県有土地貸借権承継申請書
- 県有地買い受け及び貸付料改定についての誓約書
- 念書

	承継人（相続人）	連帯保証人	共有者	被相続人
住民票謄本又は抄本	○	○		
印鑑証明書	○	○	△②	
納税証明書（滞納のない証明）		○		
所得証明書		○		
同意書			△②	
（改製原）戸籍謄本				△①

①・・・相続を証する書面がない場合 ※併せて推定相続人の「同意書」も提出

②・・・借地上の建物の共有名義人がいる場合

◆相続後の建物登記簿謄本（未登記の場合は、○資産証明書）

□相続を証する書面（遺言書、遺産分割協議書、特別受益証明書など）

※相続後の建物登記簿謄本がありましたら必要ありません。

※書類への押印はすべて実印でお願いします。

※滞納がある場合は、滞納分全額の納付、履行延期契約の締結又は一部変更契約へ滞納分全額の支払条項挿入のいずれかの措置をとる必要があります。

※連帯保証人は、承継人と別生計で、借地料の額に見合う収入があることを要件とします。